

「美食王国もりおか」マッチング支援事業実施要領

1 目的

盛岡産農畜産物及びその加工品の販路拡大の支援を行うため、市内外の飲食業者や食品関連業者等とマッチングを希望する盛岡産農畜産物及びその加工品の生産者や加工事業者等の情報をとりまとめ、盛岡市ホームページで紹介するとともに、問い合わせのあった事業者等へ情報を提供するもの。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生産者

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 市の区域内に住所を有する個人であって、自ら農業を営み、又は農業に従事する者

イ 市の区域内に主たる事務所を有する農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人

ウ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を市から受けた者

(2) 盛岡産農畜産物

主たる生産地が市の区域内のほ場等である農畜産物

3 対象

盛岡産農畜産物又はその加工品について、市内外の食関連産業とのマッチングを希望する生産者及び事業者で、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 市内在住者又は市内に事業所を置くこと。

(2) 盛岡産農畜産物又は盛岡広域産農畜産物及びにその加工品であること。

(3) 自らが生産又は加工等を行っていること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員である団体でないこと。

4 支援事項

盛岡産農畜産物及びにその加工品の生産者等と事業者のマッチングを活発にするため、次の取組を行う。

(1) 情報の発信

市は、提出された「「美食王国もりおか」マッチング支援事業登録シート」に基づきリストを作成し、盛岡市公式ホームページに掲載を行う。

(2) 情報の提供

市は、事業者が市に対して、盛岡産農畜産物及びにその加工品に関する問い合わせを行った場合に、リスト掲載者を優先して仲介を行う。

(3) 情報の活用

市は「第2期もりおかの食と農バリューアップ推進戦略」に基づいて実施するPR事業や出店を伴う催事等において、リスト掲載者を優先して情報提供を行う。

6 担当課

盛岡市農林部農政課食と農の連携推進室

所在地：〒020-8531 盛岡市若園町2番18号

電話：019-626-2270

電子メール：nosei@city.morioka.iwate.jp

F A X：019-653-2831